

2025年度
「福島ベンチャー留学」
実践型インターンシップ参画事業者募集に係る募集要領

2025年9月

福島ベンチャー留学
(主催：公益社団法人福島相双復興推進機構 事務局：NPO法人ETIC.)

「福島ベンチャー留学」は、大学生が春休み期間を利用して、地域に約1ヶ月間住み込み、地域経営者の「右腕」として新規事業や商品開発などのプロジェクトにチャレンジする実践型インターンシッププログラムです。

1. 事業目的

福島県における東日本大震災・原子力災害による福島12市町村の事業者、福島県外の学生を長期インターンシップ（以下「インターン」という。）として呼び込むことで、事業者の新たなチャレンジや事業活動の活性化を促進するとともに、地域の人々との交流を通じ、将来の移住につながる関係人口の創出を図ることを目的に実施します。

2. 募集対象

大学生をインターンシップ生（以下「インターン生」という。）として約1ヶ月受け入れ、事業者の新たなチャレンジや事業活動の活性化を目指す、福島12市町村（※）に活動の拠点を置く事業者等

（※）福島12市町村

田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

3. 募集概要

本事業へ参画する事業者を以下の通り、募集します。

- 1) 募集事業者数
5社（応募多数の場合、主催および事務局にて選考を実施します）
- 2) 参画事業者募集期間
2025年 9月16日（火）～10月20日（月）
- 3) 実施期間
2026年 2月13日（金）～ 3月15日（日）の1ヶ月
- 4) 実施形態
主に県外大学生が現地に住み込み、週5日（1日8時間）× 4～6週間活動
- 5) 参加インターン生
各社 2名程度（最大10名）

参画事業者には、下記の事項を満たす事業の取組をお願いします。

〈留意事項〉

- 1) 単なる人員不足の補填や採用のためのインターンではなく、自社の新事業へのチャレンジなど“新たな挑戦”に関わる内容であること
- 2) 事業の取組による効果が、地域の課題解決や活性化につながる内容であること

- 3) 学生だけが取り組むのではなく、経営者やリーダー社員のそばで実務経験を積むことでアントレプレナーシップを体感する機会もつくりながら、受入事業者と大学生が二人三脚で取り組むプロジェクトであること
- 4) 大学生は受入事業者の活動に携わるだけではなく、他事業者、自治体、地域住民等との交流の機会があり、福島12市町村に対して愛着を持つ取組になっていること

4. 支援内容

本事業では、学生の募集から決定、インターンシップまでの工程において、事務局および担当する地域コーディネーターが、以下の補助を実施します。

①	学生と共に取り組む事業（プロジェクト）の設計及び募集要項の作成
②	応募者との1次面談の代行及び事業者との面談への同席・補助
③	応募者の合否判定の際、事業者との情報整理や相談対応
④	受入事業者と採用者との「インターン誓約書」および「処遇概要確認書」締結時の条件調整等の補助
⑤	学生との活動開始後の相談対応及び学生と事業者への定期的なサポート

※「地域コーディネーター」とは、事業者が募集するプロジェクトの作成、期間中の事業者および人材の相談支援などの伴走支援を行う人材のこと。1プロジェクトにつき、1名、各地域に根付き活動をしている地域コーディネーターを配置する。

5. 参画費用

本事業参画費 300,000円

（上記、4. 支援内容の①～⑤の費用として）

※ 今回は、福島相双復興推進機構の事業により、全額補助となります。

受入事業者においては、インターン生を「研修生」として受け入れいただきます。

それにあたり、研修委託費（1名あたり50,000円）をETIC. から受入事業者へ、お支払いいたします。以下の、学生の現地滞在費等の補助として使用いただき、上限を超える場合は、事業者負担になります。

〈 受け入れに係る経費一覧 〉

	経費内容	金額（目安）／ 一人当たり
①	学生の現在住地からインターン先までの交通費 ※1	15,000円～/ 名
②	滞在中の家賃相当分 ※2	50,000円～/ 名

③	活動中の居住地から職場までの交通費	0円 ～ 8,000円程度/ 名
④	インターン実施プロジェクトに係る事業費	—
⑤	インターンシップの保険に関する費用 ※3	5,000円/人
⑥	活動支援金（受入事業者からインターン生に直接支払い食費等に使う費用）	月額 30,000円~/ 名

※1・※2 において、事業者によっては一部学生自己負担としても可能です。

※3 の費用は、ETIC. が負担する。それ以外の補償については必要に応じて事業者で加入し負担をお願いします。

その他、「滞在中の食費・娯楽費」については、学生の自己負担です。

6. 実施スケジュール

インターン期間： 2026年 2月13日（金）～ 3月15日（日）

◆ マークは、受入事業者の皆様に対応いただきたい期間や参加必須の研修

参加事業者募集期間	2025年 9月16日（火）～10月20日（月）
参加事業者確定	2025年 10月27日（月）
募集要項作成（各事業者毎に実施）	2025年 10月27日（月）～11月21日（金）
学生とのマッチングフェア（オンライン）	2025年 12月7日（日）
学生の募集・選考（各事業者毎に実施）	2025年 12月8日（月）～12月31日（水） ※ 最終マッチング：1月19日（月）まで
学生受入準備	2026年 1月中
インターン期間（各事業者毎に実施）◆	2026年 2月13日（金）～ 3月15日（日）
合同キックオフ研修（現地：参加必須）◆	2026年 2月13日（金）
合同中間研修（オンライン：参加必須）◆	2026年 2月28日（土）
修了研修（オンライン：参加必須）◆	2026年 3月12日（木）
成果報告会@大熊町：参加必須◆	2026年 3月15日（日）

7. 申込方法

福島ベンチャー留学に参画を希望される事業者は、[別紙【エントリーシート\(Excel\)】](#)にご記入後、指定するアドレスへご提出ください。

参画が確定した事業者には、事務局よりご連絡をいたします。なお、参画希望多数の場合は主催及び事務局にて書類選考行う場合がございますので、あらかじめご了承ください。

- ・提出先：福島ベンチャー留学事務局(事業受託・運営：NPO法人ETIC.)
fukushima-venture@etic.or.jp
- ・提出の際の件名：「(事業者名) 福島ベンチャー留学事業参加申込み」
- ・エントリー〆切：2025年 10月20日 (月)

8. 応募資格

申込希望者は、次に掲げる要件をすべて満たす事業者とします。

1) 応募資格

- 福島12市町村内に活動拠点があること
※ 福島12市町村で活動していることが確認できれば、個人事業主でも応募可
- 経営者か同等の裁量をお持ちの方が、受入担当者・窓口となること
- 担当者が研修や成果報告会、人材選考の面談に出席可能であること
- 担当者がプロジェクト(週5時間程度)へのコミットメントできること。
- 事業活動を通じた地域課題解決や地域活性化に関心があること
- 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること
- 福島県暴力団排除条例(平成23年福島県条例第51号)第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと
6. 実施スケジュール ◆マークのプログラム内容に参加が可能であること
※◆マークに事業者の関係者がどなたもご参加いただけない場合はご参画いただけません
- 「[福島地域ベンチャー留学 参画規約\(参画事業者向け\)](#)」を確認の上、同意すること

2) 失格規定

次に掲げる事項に該当する者は、応募資格を失うものとします。

- 虚偽の内容で応募した者
- 応募書類の提出後、応募資格の要件を満たさないことが認められた者
- 選考の公平性に影響を与える行為をした者
- 募集要項に違反すると認められる者
- その他不正な行為や公序良俗に反する行為を行ったと認められる者

9. 審査・結果について

1) 審査の流れ

申込書類の受理後、事務局にて精査を行い参画可否について判断します。

2) 審査方法

- a) 申込用書類の内容について、後述の「3) 審査にあたっての視点」を基に、書類審査を行います。書類審査は申込書類を受理後、直ちに事務局内部にて実施します。
- b) なお、参画事業者数に上限を定めるため、応募事業者多数の場合は「3) 審査にあたっての視点」を満たしているか否かに関わらず、各項目について相対評価を行います。

3) 審査にあたっての視点

①	「8. 1) 応募資格」の要件を満たしているか
②	本事業の主旨を理解した応募内容となっているか
③	自社の現状・課題を踏まえたアクションプランが設計されているか
④	アクションプランの内容が地域の課題解決や活性化に寄与するものであるか
⑤	アクションプランに実現可能性が見込まれるか
⑥	本事業の目的を正確に理解しており、関係人口化に向けた貢献の意志が見られるか

4) 審査結果の通知について

審査に通過した事業者については、本事業ページで公表すると共に、当該事業者について10月27日（月）以降、その旨を通知します。審査内容については非公開とします。

※ 審査結果に関する問い合わせには回答できませんので予めご了承ください。

5) 通過予定事業者数

本事業に参画する事業者は 5社程度を予定しています。

10. 問い合わせ先

福島ベンチャー留学（事業受託・運営：NPO法人ETIC.）

Mail： fukushima-venture@etic.or.jp

※お問い合わせの際は件名（題名）を「福島ベンチャー留学事業参加事業者募集に関するお問い合わせ」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答ができない場合がございます。